

東北学生卓球連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は東北学生卓球連盟と称す。

(地域及び代表権)

第2条 本連盟は日本学生卓球連盟規約に基づき、東北地区（青森・秋田・岩手・宮城・山形・福島）の加盟校を総括し、学生競技団体を代表しその支部となる。

(目的)

第3条 本連盟は加盟校相互の親睦を図り、心身の陶冶とスポーツとしての学生卓球の発展を期するを以て目的とする。

(本部)

第4条 本連盟の本部を宮城県仙台市に置く。

(各県との関連)

第5条 本連盟は日本卓球協会の規約に基づく各県所在の組織に協力する。

第2章 事業

(事業内容)

第6条 本連盟は下記の事業を行う。尚、事業実施細則は別に定める。

- | | |
|-------------------------|------|
| 1. 東北学生卓球連盟リーグ戦 | 春秋2回 |
| 2. 東北学生卓球選手権大会 | 年1回 |
| 3. 東北学生卓球連盟加藤杯争奪新人選手権大会 | 年1回 |
| 4. 東北学生卓球連盟会長杯争奪卓球大会 | 年1回 |
| 5. 日本学生卓球連盟主催の各大会東北地区予選 | |
| 6. その他、本連盟の目的達成のため必要な事業 | |

第3章 事業

(組織体)

第7条 本連盟は東北地区に所在する学校教育法に基づく、大学・短期大学・専門学校及び法律によって設置された大学校の卓球部を以て組織する。但し、大学院・通信教育の学生は含まれない。

(加盟)

第8条 本連盟の加盟は常任幹事会の同意を経て理事会の決議を要する。

(加盟校の義務)

第9条 本連盟の維持費・登録費は毎年指定された期日までに納入しなければならない。納入金なき場合は加盟資格を失するものとする。

(競技出場資格)

第10条 本連盟に登録した選手は出場資格を有する。尚、本連盟の登録期間は通常履修年限とし、一旦大学を中退した場合及び学年の途中より登録した場合は、その者に残された履修年限を登録期間とする。但し、その各項に該当する加盟校および登録選手は、本連盟及び日学連主催の大会に出場できない。

1. 満4年（医・歯学部は満6年）の登録期間を越えた者、及び一旦大学を卒業した者、但し短期大学より上級大学へ進学する者に限り卒業生として取り扱わない。
2. 停学謹慎中の者はその期間中。
3. 本連盟に類似する団体を組織し、あるいは加盟した者。
4. 本連盟に許可なく他団体に加盟又はその競技に出場した者。但し、日本卓球協会に基づく大会、医歯薬及び国公立の大会は除く。
5. 大会出場の際、自校卓球部に所属せぬ選手を自校選手として登録したり、大会に出場した加盟校。
6. 上記以外の特例が生じた場合及びその処分については、理事会で審議する。

(登録)

第11条 加盟校は毎年指定された期日までに、部長・監督・コーチ・幹事及び選手を登録しなければならない。

第4章 役員

(常置役員)

第12条 本連盟に下記の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 顧問 若干名
4. 理事長 1名
5. 副理事長 若干名
6. 常任理事 10名以内
7. 理事
8. 監査役 2名
9. 幹事長 1名
10. 副幹事長 2名以内
11. 会計 1名
12. 常任幹事 若干名
13. 学連員 若干名
14. 幹事 各加盟校1名
(9～14は学生役員)

(任務)

第13条 役員の仕事は下記の通りとする。

1. 会長は本連盟を代表し会務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合はその職務を代行する。
3. 理事長は理事会を運営し、議決事項を執行する。理事長は、会長・副会長に事故ある場合はその職務を代行する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある場合はその職務を代行する。
5. 常任理事及び理事は本連盟の議案を審議し、事業を推進する。

6. 監査役は本連盟の事業及び財産並びに会計について監査する。尚、理事会に出席して意見を述べることができる。
7. 幹事長は学生役員を代表し、本連盟の事業の執行と事務を統轄する。
8. 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故ある場合はその職務を代行する。
9. 会計は本連盟の会計事務を分掌する。
10. 常任幹事は幹事長を補佐し、本連盟の運営に関する事務を分掌する。
11. 学連員は常任幹事を補佐し、事務を分掌する。
12. 幹事は本連盟の議決の執行を円滑ならしめるため、必要事項を計画審議する。

(選任)

第14条 役員を選任は下記の通りとする。

1. 会長・副会長は理事会により決定する。
2. 理事長は理事の互選により選出する。
3. 副理事長は理事長が指名する。
4. 常任理事は理事の中から若干名を会長が委嘱し、幹事長及び副幹事長は常任理事を兼ねる。
5. 理事は原則として各加盟校より若干名を会長が委嘱する。(原則として部長若しくは監督)
6. 監査役は理事会の推薦により会長が委嘱する。
7. 幹事(学連員)は原則として本部所在県の各加盟校より当該校の部長若しくは監督の承認を経て若干名を選出する。
8. 幹事長・副幹事長・会計・常任幹事は原則として幹事(学連員)の互選により選出し、理事会の承認を経て委嘱する。幹事長・副幹事長・会計・常任幹事は理事を兼ねる。

(特別役員)

第15条 本連盟に名誉会長を置くことができる。

名誉会長は理事会の推薦による。

名誉会長は重要な会務について会長の諮問に応ずる。

第16条 本連盟に顧問・参与を置くことができる。

顧問・参与は重要な会務について会長の諮問に応ずる。

顧問・参与は理事会の推薦により会長が委嘱する。

(役員任期)

第17条 役員任期は2年、学生役員は1年とする。

名誉会長・顧問・参与は原則として任期は設けないが、毎年再任の同意を受ける。役員任期は満了しても後任者が就任するまではその職務を行う。補欠によって就任した役員任期は前任者の残任期間とする。又、役員就任は就任時満75歳までとする。

(学生役員)

第18条 現役学生の役員はその所属校が加盟権を失い、又は本人がその所属校の卓球部員の籍を失ったとき役員資格を失う。

(改選期)

第19条 役員改選は任期満了前原則として12月に行う。但し、再任は妨げない。

第5章 機関

(会議の構成及び招集)

第20条 本連盟の機関は下記の通りである。

1. 理事会

本連盟の最高議決機関で会長・副会長・理事を以て構成し会長が招集する。理事会は毎年2回(原則として5月・11月)会長が招集する。但し、常任理事会を以て理事会に替えることができる。やむをえず理事会に欠席する場合は、委任状によって推薦する者に代理出席させることができる。尚、代理者及び欠席者は白紙委任状を提出したものとみなす。監査役に意見を求める場合は会長がこれを招集する。

2. 常任幹事会

理事会の決定に従い、本連盟の実務の執行機関でありかつ理事会への提出案件の立案を行い、幹事長・副幹事長・会計及び常任幹事を以て構成し幹事長が招集する。

3. 幹事会

本連盟の理事会の議決の執行を円滑ならしめるため、必要事項

を計画審議するとともに会務の運営について協力する。召集は幹事長が行う。

- (イ) 事業報告
- (ロ) 収支決算報告
- (ハ) 事業計画及び予算
- (ニ) 役員を選任
- (ホ) その他重要事項

(臨時召集)

第21条 各会議は構成員の3分の1以上の要求があった場合、及び招集者が特に必要と認めたときは会議の目的を示して随時に召集しなければならない。

(定足数及び議決)

第22条 各会議は招集者若しくは出席者から互選された者が議長となり、構成員の過半数の出席を以て成立し議決は出席者の過半数を必要とする。但し通常なる通告をして尚、欠席した者は議決は白紙委任したものとみなす。

第6章 会 計

(資 産)

第23条 本連盟の資産管理については理事会の議決を要する。

(経 理)

第24条 本連盟の維持費・登録費・役員賛助金及びその他の寄付収入をもってこれにあたる。

(年 度)

第25条 本連盟の会計年度は1月1日より12月31日までとする。

(収 入)

第26条 本連盟の維持費・登録費・役員賛助金及びその他は別にこれを定める。

第27条 一旦納入した維持費その他は一切返還しない。

(報告)

第28条 会計は会計監査を経て理事会・幹事会に報告し承認を得なければならない。

第7章 賞 罰

第29条 本連盟の登録選手（又は学校）で抜群の成績を収めた者（又は学校）後進の指導に不滅の功績を残した者、本連盟の役員で目的達成のため、著しく貢献した者に対して会長は理事会の承認を得て賞を贈ることができる。

第30条 加盟校が本連盟に類似する団体を組織し、あるいは本連盟の承認なく他の団体に加盟した場合、常任幹事会の審議により理事会の承認を得て除籍する。但し、理事会において復帰させる場合もある。

第31条 加盟校及び登録選手で本連盟の対面を汚し義務を怠りその他本連盟の規定及び目的に反する行為のあった場合は、理事会の決定により適当な処置をこうずる。

第32条 大会出場の際、自校卓球部に所属していない選手を自校卓球部選手として登録した加盟校に対しては前条を適用する。

第8章 規約改正

第33条 本連盟の規約を改正するには、幹事会の3分の2以上の同意を得て理事会において3分の2以上の賛成を要する。

第9章 附 則

第34条 本連盟は本規約のほかに内規及び事業細則を設ける。

第35条 本規約及び内規は平成15年4月1日よりこれを実施する。

第36条 本規約は平成27年4月1日よりこれを実施する。

第37条 本規約は令和2年4月1日よりこれを実施する。